

VII 農業農村の整備

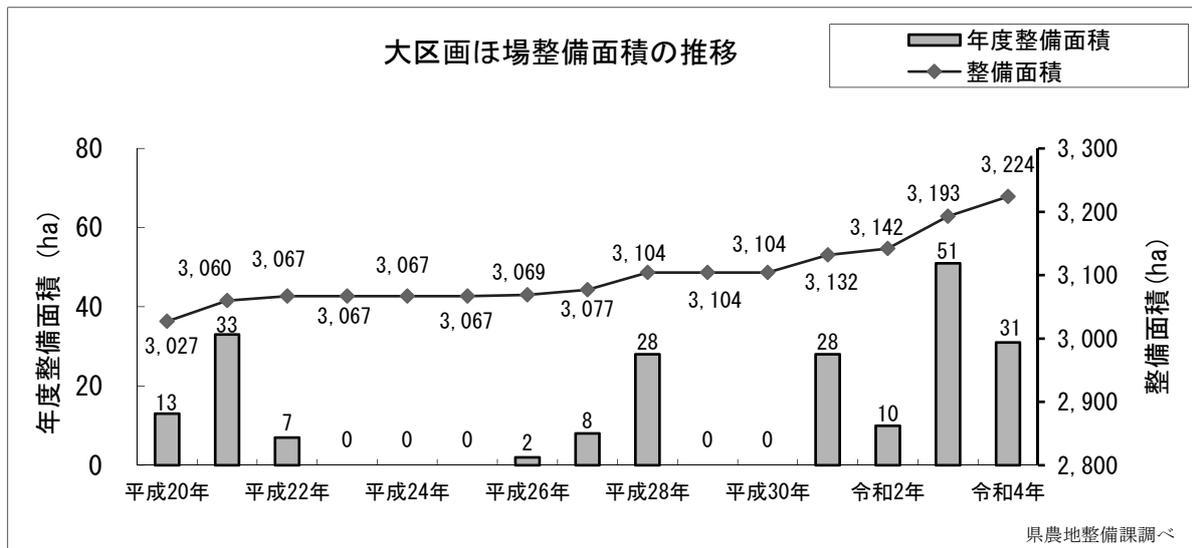
農業農村整備

○大区画ほ場整備面積は3,224ha

西濃地域高須輪中を中心に、大区画のほ場が多く整備されています。

こうした良好な基盤条件を背景に、農地利用集積による経営規模の拡大、農作業効率の向上による生産の低コスト化が進められ、大規模な経営を行う担い手・生産組織が育成されています。

※大区画ほ場整備：水田の標準区画50a以上かつ用排分離がなされたもの



○基幹的農業用水路の整備延長は約649km

県内には基幹的な用水路が約649kmあり、農産物づくりに欠かすことのできない、豊かできらいな農業用水の安定供給に貢献しています。

これらの施設の老朽化が進む中、ストックマネジメントセンターと連携し、策定した機能保全計画に基づく継続的な点検・診断、効率的な整備を行うことで、施設の長寿命化を図っています。

【基幹的用水路の対策状況】

R6.3月時点

圏域名	全体延長(km)	機能保全計画策定済(km)	対策工事済(km)
岐 阜	130.2	66.8	34.2
西 濃	213.9	177.2	47.4
中 濃	194.7	134.4	21.1
東 濃	66.0	51.6	3.3
飛 騨	44.2	40.4	4.0
計	649.0	470.4	110.0

注1) 基幹的用水路は、受益面積が100ha以上を有する用水路をいう。

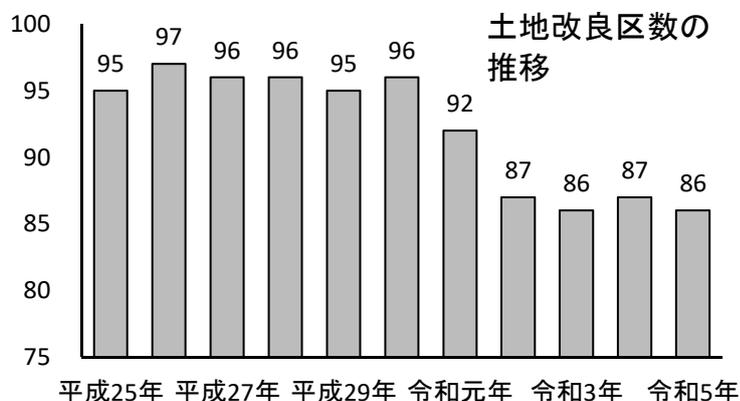
注2) 本表における対策の始期は機能保全対策に着手した平成18年度とする。

県農地整備課調べ

○土地改良区は86団体

土地改良区は農家などで構成される組織で、現在県内に86団体(R6年3月)あります。農業用水路などの農業用施設の維持管理などを行っていますが、土地持ち非農家が増加しており、農業用施設の管理体制の低下が懸念されています。

そこで、農業用施設の管理体制を強化するため、土地改良区の再編などによる組織強化と合わせ、土地改良区と非農家が協働で行う維持管理活動(水路清掃、草刈等)などの取組みを推進しています。



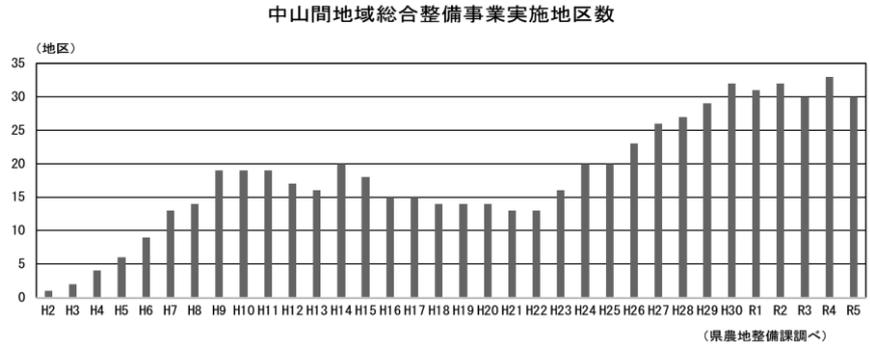
中山間地域総合整備

○中山間地域の農業農村環境の整備

中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう平成2年度から中山間地域総合整備事業に取り組んでいます。

このことにより、中山間地域の農業生産基盤の整備や農村生活環境の充実が図られるのみでなく、この地域が持つ多面的機能の確保にも役立っています。

中山間地域総合整備事業は、令和4年度までに76地区が完了し、令和5年度には30地区で実施しています。



○農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備として、老朽化した用排水路の改修、農道の整備、ほ場整備等を実施しています。

用水路の整備
(恵那市)



ほ場整備
(下呂市)



○農村生活環境の整備

農村生活環境の整備として、集落道の整備、農業集落排水路の整備、農業集落防災安全施設(防火水槽等)の整備を実施しています。

集落道整備
(郡上市)



農業農村の強靱化

○ため池関連の法律の施行

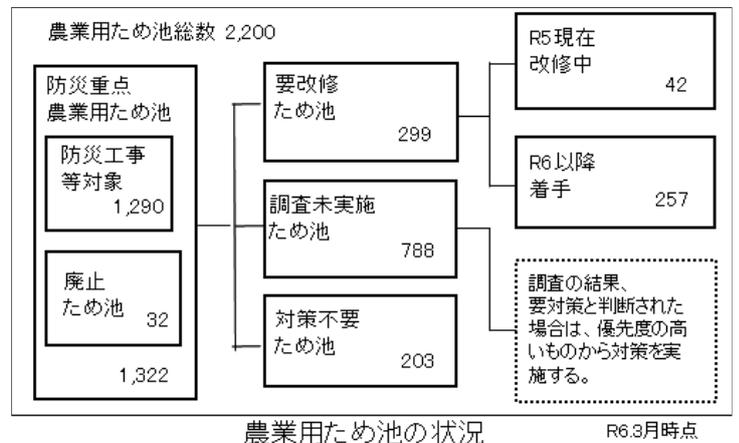
平成 30 年 7 月豪雨において、小規模なため池の決壊により甚大な被害が発生したことを受け、令和元年 7 月に、農業用ため池を適正に管理及び保全し、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）」が施行され、ため池管理に係る県の責務が明確化されました。

また、令和 2 年 10 月に、農業用ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）（以下、「ため池工事特措法」という。）」が施行されました。

○農業用ため池防災対策プロジェクトの推進

本県の農業用ため池 2,200 箇所のうち、防災重点農業用ため池は 1,322 箇所（令和 6 年 3 月時点）あり、このうち、耐震不足や老朽化が顕著等により今後対策を要するため池が、257 箇所あることから、ため池工事特措法に基づく防災工事等推進計画に位置付け、農業用ため池防災対策プロジェクトとして、耐震対策や改修などを集中的かつ計画的に推進しています。

また、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、地域の防災力を支えてきた集落機能の低下が懸念される中、令和 3 年度から県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）作成や災害図上訓練（D I G）を実施するなど、防災行動への意識啓発を推進するとともに、地域内の情報伝達体制の強化を促進しています。



須郷池（揖斐川町）



上池（可児市）

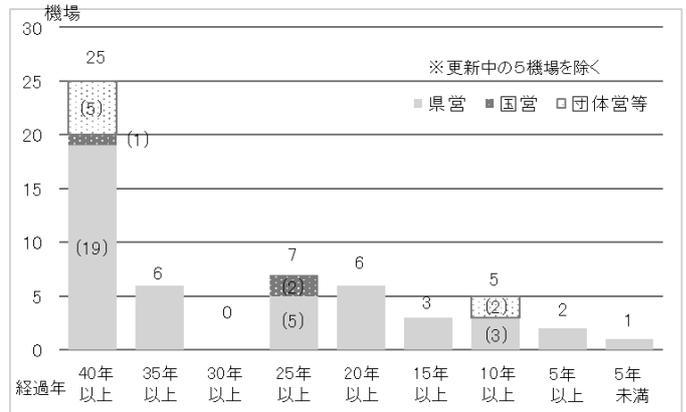
○農業用排水機場の更新整備及び機能保全対策の推進

本県の農業用排水機場（60 機場）の半数以上が建設から 30 年以上経過しており、老朽化による排水能力の低下が懸念されています。

また、周辺農地の宅地化などによる雨水保水能力の低下や建設後の地盤沈下の影響に加え、「想定外の常態化」ともいべき豪雨の頻発化などによる排水機の能力不足が懸念されています。

そこで、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、老朽化などにより機能低下した農業用排水機場の更新整備に加え、施設の長寿命化を図るため、継続的な点検、機能診断、評価に基づく適時適切な機能保全対策を推進しています。

農業用排水機場の建設(更新)年度



R6.3月時点
県農地整備課調べ

○農道の整備延長は約 627km

県営農道整備事業は昭和 40 年から基幹農道整備事業（旧農免農道）、昭和 45 年から広域農道整備事業、昭和 46 年から一般農道整備事業、平成 5 年からふるさと農道整備事業（県単）などの事業をそれぞれ実施しています。令和 4 年度までに 4 事業全体で 238 地区、約 613km を整備しました。



神岡農免農道（飛騨市）

R6.3月時点

【県営農道整備事業の実施延長】

事業区分	工期	全体		令和 4 年度迄完了		令和 5 年度実施中	
		地区数	延長 (km)	地区数	延長 (km)	地区数	延長 (km)
基幹農道	S40～	136	300.1	132	293.9	4	6.2
広域農道	S45～	34	173.5	24	165.6	10	7.9
一般農道	S46～	56	117.0	56	117.0	0	0.0
ふるさと農道等	H5～	32	36.7	26	36.7	6	0.0
計		258	627.3	238	613.2	20	14.1

県農地整備課調べ

○緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震補強を推進

農道は、農産物輸送の合理化はもとより、災害発生時の避難路及び代替輸送路としての機能を有することから、県が指定する緊急輸送道路ネットワークに位置付けられた農道及び緊急輸送道路に接続する農道にある橋梁を対象に耐震化を推進しています。

【緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震補強の状況】

R6.3月時点

	緊急輸送道路橋に関する農道橋数	着手・整備済		R6以降事業着手予定
		R4までに整備済	R5事業継続中	
ネットワークに指定された農道にある橋梁	5	5	—	—
ネットワークに接続する農道にある橋梁	45	20	3	22

県農地整備課調べ